

# 介護福祉士実務者研修地域介護人材育成支援要綱

(趣旨)

## 第1条

「地域で学び、地域で支える人材」の育成を促進するため、特別養護老人ホームふじの里（以下、ふじの里）が実施する介護福祉士実務者研修（以下、研修という）の受講料の負担を軽減する。

(対象研修)

## 第2条

対象とする研修名は、特別養護老人ホームふじの里を研修会場として実施する介護福祉士実務者研修とする。

(負担軽減の対象者)

## 第3条

軽減対象者は次の各項のいずれかに該当する者とする。

- (1) 北神区役所管轄地区内に居住する者
- (2) 北神区役所管轄地区内の事業所に勤務する者
- (3) 三田市民・済生会病院に勤務する者

(負担軽減の内容)

## 第4条

受講料（教材費、システム利用料などの実費費用を含む）の100分の40に相当する額を減額するものとする。

2 補講費用は対象外とする。

(申込方法)

## 第5条

負担軽減を希望する者は、研修申込時に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、ふじの里へ郵送または持参、もしくはWEBフォームより申し込むものとする。

(選考方法)

## 第6条

負担軽減の可否は申込書類によりふじの里所長が決定する。選考の詳細は、別途定める要領による。

(その他)

## 第7条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和8年5月1日より施行する。